

マイナンバー（個人番号）制度の開始に伴い 手続きが変わります！（市営住宅関係）



平成 28 年 1 月からマイナンバー（個人番号）（以下「マイナンバー」という。）の記載が始まります。

具体的には、高知市営住宅管理センターの窓口では社会保障分野の手続きとして、申請書等によっては通知カード（紙製）、また 1 月から交付が開始される個人番号カード（プラスチック製）の提示が必要になります。

＜本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に！＞

- マイナンバーを使う手続きの際は、他人の成りすまし等を防止するため、**厳格な本人確認**を行うよう法律で決められています。

1 申請者が手続きに窓口へ来られた場合は、本人確認では、

- ① 正しいマイナンバーであることの確認（**マイナンバー確認**）と、
- ② 手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（**身元確認**）を行います。

2 申請者と異なる人が手続きに窓口へ来られた場合は、申請者のマイナンバー確認と代理人の本人確認として、

- ① 代理人であることの確認（**代理権の確認**）
- ② 代理人本人であることの確認（**身元確認**）
- ③ 申請者のマイナンバーであることの確認（**マイナンバー確認（コピーでも可）**）を行います、

※ ①については、代理人の場合は委任状（法定代理人の場合は戸籍謄本等）が必要となります。

＜マイナンバーの必要な書類は、下記の申請書等になりますので注意を！＞

- ・入居申込書
- ・地域活性化住宅の入居期間延長申請書
- ・同居承認申請書
- ・入居承継承認申請書
- ・使用料等減免（徴収猶予）申請書
- ・明渡期限延長申出書
- ・再入居申出書
- ・仮住居使用許可申込書

となっています。

なお、上記以外の様式については、今までどおりの手続きとなります。

＜お問い合わせ先＞

- 高知市営住宅管理センター

088-823-9067 平日 8時30分から17時15分

《裏面に続く》

<マイナンバー確認と身元確認に必要な書類とは？>

個人番号カードを持っている場合



1枚でマイナンバー確認と身元確認

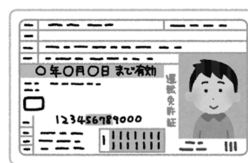
個人番号カードを持っていない場合



マイナンバー確認 (通知カードなど)

+

身元確認 (運転免許証, パスポートなど)



ここがポイント!

身元確認は基本的に顔写真付きのものは1点でかまいませんが、顔写真なしのものは2点必要です。

- 1点確認でよいもの 個人番号カード, 運転免許証, 運転経歴証明書, パスポート, 療育手帳, 身体障害者手帳, 精神障害者保健福祉手帳 (顔写真付き), 在留カード, 特別永住者証明書 等
- 2点確認でよいもの 公的医療保険の被保険者証, 年金手帳, 年金証書, 児童扶養手当証書, 特別児童扶養手当証書, 恩給等の証書, 母子健康手帳, 源泉徴収票, 公共料金の領収書 (住所・氏名あり), 預貯金通帳, 公共機関発行の証明書 (住所・氏名あり) 等

<よくあるご質問に、マスコットキャラクターのマイナちゃんがお答えします>



落としたりしたら困るので、通知カードなどをコピーして持っていてもいいの？

窓口で直接来ていただく場合は原本が必要です。郵送で申請される場合は、コピーでもかまいません。



電話でマイナンバーを聞かれることはあるの？
本人であればマイナンバーを教えてもらえるの？？
マイナンバーでの問い合わせはできるの？？？

窓口で記載するか、記載した申請書等を提出する時以外はマイナンバーを確認することはありません。また、本人であってもマイナンバーを教えたり、マイナンバーからの問い合わせにはお答えできません。

